

COOP-JOSO News Letter

2020年7月5回号 発行/常総生協広報G

2020年度活動テーマ案「JOSO食材でかんたん・おうちごはん ～食卓から笑顔あふれる未来へ～」

令和2年7月豪雨発生

今のところ、生産者のところで大きな被害は出ていません。今後(7月9日現在)1週間以上は全国的に局地的な豪雨になる可能性がある為、引き続き警戒が必要です。

※7月9日現在の生産者の状況一覧です。随時更新していきますので、詳細は常総生協ホームページをご覧ください。

生産者	産地	商品	被害状況	商品状況に関する事項
(株)ニッコー (熊本工場)	熊本県	一部冷凍食品	熊本工場は1階が少し浸水して包材の一部がダメになったものの、商品は高さのある所だったため無事、今の所問題なく出荷できています。(7月6日 確認)	特にありません。
藤嶋さん他	熊本県	ミニトマト、きゅうり等	球磨川他氾濫該当エリアでの作付けはなく、特段被害の報告はありません。ただし豪雨で畑が浸かるなどの被害の場合は、秋冬の作付けに影響してきます。(7月5日15:00 確認)	特にありません。(この時期商品企画はありません)
江藤さん	大分県	しいたけ	家屋や工場に被害はありませんが、現在停電しています。ライフラインの復旧には時間がかかりそうです。(7月7日15:30 確認)	特にありません。(この時期商品企画はありません)
(株)藤井養蜂場 (福岡工場)	福岡県	はちみつ	藤井養蜂場(朝倉市)の工場の雨の被害はなし。筑後川のすぐそばではあるが、今回は上流での氾濫で、工場への被害はありません。(7月7日15:30 確認)	特にありません。
福永産業	福岡県	坊津黒牛	会社、生産者(鹿児島)どちらも特に被害ありません。(7月7日17:00 確認)	特にありません。
(株)みそ半	長崎県	島原手延べそうめん	特段被害の報告はありません。(7月7日16:00 確認)	特にありません。
小林さん	長野県	桃、りんご	桃畑が50cmほど水に浸かった状態です。畑が複数ある為、被害の全体像はまだ把握できていません。桃自体に被害があった場合は、夏ギフトのお届けに影響する可能性が出てきます。(7月8日19:00 確認)	夏ギフトの桃の出荷に影響がでる可能性があります。

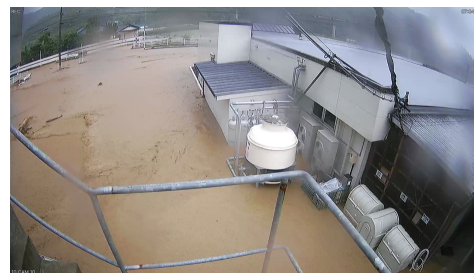
気象庁が「令和2年7月豪雨」と命名。農産物、海産物への影響が心配です！

2020年7月3日(金)未明から、西日本から東日本にかけて梅雨前線が停滞し、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、線状降水帯が生じ長時間にわたる豪雨が発生しました。3日から熊本県南部と鹿児島県を中心に梅雨前線からの強い風を伴った大雨が降り続き、4日2時30分過ぎに気象庁は熊本県を流れる球磨川領域にある渡・坂本地区の水位が氾濫危険水位を超えたと速報を発表しました。さらに、2020年7月8日(水)午前中には岐阜県、長野県に対し、それぞれ大雨特別警報が出されました。

■(株)ニッコー 熊本工場…冷凍食品

右の写真は熊本県球磨川付近にある(株)ニッコーの熊本工場の7月4日(土)様子です。写真のように、氾濫した濁流が工場内に流れ込みました。1階部分の一部が浸水し、包材等が使えなくなりましたが、幸いにもこの日は工場は稼働しておらず、人的被害は発生しておりません。

また製造ラインはすぐに復旧し、現在は問題なく組合員の皆様へ商品のお届けができています。



■長野県中野市 小林さん…桃、りんご

右の写真は長野県千曲川付近にある小林さんの桃畑の様子です。写真は水がある程度引いていますが、大雨特別警報当初はもっと浸水していたとの事です。

こちらの桃は常総生協でも最も人気のある夏ギフト「白鳳桃」の畑で、まさに来週から収穫、出荷するところでの出来事でした。桃畑は複数箇所あり、現時点では被害の全容は掴めておりません。

※状況によっては夏ギフトの桃のお届けができかねる場合があります。そのような場合は対象組合員の皆様へ迅速に連絡を致します。何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。



生産者へ応援メッセージ等ありましたら、常総生協ホームページの「組合員専用問合せフォーム」、注文書の意見欄にてお待ちしております！メッセージについては生協を介して生産者へお伝え致します。

7/2 (木) 東海第二原発運転差止訴訟が結審しました。 判決は2021年3月18日水戸地裁にて午後2:30です！

2012年7月、水戸地裁への提訴に始まった「東海第二原子力発電所運転差止訴訟」¹は、8年間の審理を経て、2020年7月2日結審しました(結審=裁判所での審理が終わること)。

この間、27回の口頭弁論と5日間の証人尋問が行われました。2019年4月に就任した3人目の前田英子裁判長の要望に応じて、法廷とは別に原発の安全性に係る技術的な説明会も5回行い、原告団は「争点を出し切って結審の日を迎えることができた」とのことです。

◆東海第二原発を巡る主な動き◆		
1978年	11月28日	営業運転開始
2011年	3月11日	東日本大震災で自動停止。外部電源喪失で冷温停止までに3日
	6月11日	常総生協第38回総代会にて「脱原発宣言」を決議
	9月26日	常総生協理事会「東海第二原発運転差止訴訟」提訴を決議、地域に呼びかけ
2012年	7月31日	当原告団(266名)が運転差止めを求めて水戸地裁に提訴
2014年	5月20日	日本原電が新規規制基準に基づく審査を原子力規制委員会に申請
2017年	11月24日	日本原電が最長20年の運転延長を規制委に申請
2018年	9月26日	規制委が新規規制基準適合を決定
	10月18日	規制委が工事計画認可

¹ 常総生協は東海第二原発運転差止訴訟 原告団の事務局を担っています。

	11月7日	規制委が運転期間延長を認可
	11月28日	東海第二原発は稼働40年となる
2019年	2月22日	日本原電が再稼働方針を表明
	2月～3月	日本原電と規制委が県内15市町村で住民説明会実施
2020年	6月23日	再稼働の賛否を問う県民投票条例案が県議会で否決
	7月2日	運転差止訴訟が結審
2021年	3月18日	運転差止訴訟の判決予定

7/2結審の日は新型コロナウイルス感染拡大防止対策の為に当事者席10名傍聴席10名に制限され、原告・賛同人の皆さんへの参加呼びかけは断念せざるを得ませんでした。それでも30人ほどが水戸地裁に駆け付けてくださり、裁判所は住民の思いの強さを感じたと思います。私は運よく当選し貴重な席をいただいたので傍聴報告をいたします。

陳述したのは原告の4名。熱意が伝わる素晴らしい陳述でした。

被告 原電はこれまで同様、結審でも口頭では陳述しませんでした（書面のみ提出）。

◆1人目は河合弘之弁護士◆

「東海第二が重大事故を起こすとどうなるか？福島原発事故の最悪のシナリオになれば、放射性物質は250km圏に及ぶ。首都圏は壊滅となる。30km圏内94万人の住民は直ちにどこにどうやって逃げるのか？150km圏内には4245万人が住んでいる。風向きによって逃げるべき方向は変わってしまう。車は渋滞し被曝は必至である。東海第二が耐えうる「基準地震動」は1009ガル。この規模を超える地震は、日本ではしょっちゅう起きている。三井ホームの住宅は5115ガルの地震動に耐える。一般住宅よりもろい原発が動いたら不安でしかない。健康で文化的な生活、幸福追求権を壊すのが原発。日本原電に託すことはできない。」

◆2人目は鈴木裕也弁護士◆

「『原発さえなければ』と書き残して自殺した酪農家。福島原発事故のような深刻な事故を二度と起こしてはならない。これは3.11後の日本社会の共通認識である。この訴訟の主たる争点は『人格権侵害の具体的危険の有無』。3.11を経験した以上、前回の東海第二差止訴訟（1973～1985年）と同じ「原告請求棄却」というような緩い判断は許されない。放射性物質の放出による具体的危険が排除されるためには“深層防護”が徹底されているか否かという観点から厳格に判断をしていただきたい」

◆3人目は海渡雄一弁護士◆

「原発事故被害の特異性は『不可逆性と地域社会総体の破壊』。福島原発事故を最後の原発事故とするための判断でなければならない。「危険の確信が無いから止めない」ではなく「安全の確信が無いから止める」という判断がなされなくてはならない。これは次世代への責任であり、国際社会に対する責任でもある。3.11以前の原発訴訟の判例において、安全神話のもと“原発が法や基準に従って設置運転されていること＝安全である”として事業者の『安全性の立証』責任をゆるめ、結論に合わせて規範を歪めてしまった司法の消極的姿勢が福島事故に繋がったことを真摯に反省すべき。」

◆最後に原告代表 大石光伸さん◆（常総生協 元代表理事）

「今日は、訴えの主体である原告住民はここに立ち会えなかったが、原告は自らの体験と思いからこの訴えを起こした。1989年のJCO臨界事故、2011年の福島原発事故、三度目はあってはならないという気持ち。8年の裁判の間に亡くなった方もいる。東海第二は1970年代に当時の耐震設計で建てられた。非常用電源室は地下にあり（致命的に津波に弱い）、総延長1400キロのケーブルのうち、難燃ではないケーブルが6割（800キロ）を占める古い構造物。今年2月に発覚した、日本原電所有の敦賀原発に係る『地質調査データ書き換え問題』。都合の悪い元データは既に廃棄。規制委から“科学の初歩的な部分が欠落している”と言われている。この裁判に提出したデータは信用してよいものなのか？あるものを無いと言い、重要なところは白塗りですす不誠実。事故が起きても賠償するだけの経理的基礎もない。電気は余っている。首都圏で、老朽原発で危険を冒してまで国民は原発の電気を欲してはいない。住民が安心して暮らせるよう、判決を。」

○結審を終えて・・・

裁判後、記者会見では多くのマスコミが強い関心をもって質問する姿がありました。原発裁判は難しい技術論争を含みますが、原告団はその度に記者たちにレクチャーし、理解した上で記事を書いてもらってきました。裁判官に対してもしっかり。そのベースがあつて裁判官は技術的に踏み込んだ質問もされていました。このようなことはあまりないそうです。

河合弁護士は記者会見で、「2012年提訴の時、人数は少なくてもいいからと提訴を急ぐ僕に、大石さんが『市民運動と連動しなければ裁判も続かない』と止められた。そして大石さんと常総生協の頑張りのおかげで266名もの原告が集まり提訴することができた」と謝意をこめて振り返る場面がありました。また「弁護団だけでなく原告も懸命に勉強して主体的に関わったことで、他の裁判では例が無いほど幅広く深い分野についても争点にできたことは素晴らしい」と感慨深く語っていらっしゃいました。本当にお疲れ様でした。

裁判は結審しましたが、福島原発事故による放射能汚染はまだ残っています。福島原発事故から9年、私たちはその環境に暮らしてきました。食にこだわり、生産者と共にあつた生協は、生産者が心を込めて作ったものの放射能を測り続けなければならなくなり、組合員は測ったものでなければ口にできなくなりました。こんなことは2度と繰り返したくありません。2011年の福島原発事故を忘れずに、結審の日を待ちたいと思います。

(東海第二運転差止訴訟 原告団事務局 木本)

役員挨拶(3) 佐藤 登志子 副理事長



引き続き副理事長の任に就きました、我孫子市の組合員、佐藤登志子と申します。

「関東子ども健康調査支援基金」(福島原発事故時18歳以下の方を対象とした甲状腺エコー検査を運営する市民団体)の共同代表でもあります。

2011年の東日本大震災、福島原発事故で「ただ指示を待つのではなく、自分の頭で考え、自ら行動する」ことの大切さを学びました。あれから、「私にできることをしよう」との思いで参加した市民活動で、学区を超えたママ友や、地域を超えて多くの方々と出会いました。皆さんと一緒に活動してきたことは、私の人生の財産です。

去る7月2日、常総生協が事務局を務める「東海第二原発運転差止め訴訟」の結審に行ってきました。この日、新型コロナウイルスの影響で傍聴席は10席のみに制限されたため、原告への呼びかけも断念したと聞いていますが、裁判所には30人以上が集まりました。私は抽選に外れてしまいましたが(私もその一人として)裁判所や被告である日本原電側にこの問題への関心の高さを示すことができたと思います。

昨年は、当生協の組合員活動「脱原発と暮らし見直し委員会」が中心となって進めた、東海第二原発再稼働反対署名の提出にも同行させていただきました。

これらの活動は「大切な命を守る」という目的で、当生協が掲げる「食はいのち」とつながっています。このような、食とは別の角度からの取り組みが盛んなのも常総生協の特徴です。

他にもJFSAの古着回収やゆるカフェなど、多岐にわたる常総生協の活動に、皆さんも興味のある事・出来る事から参加していただければ幸いです。どこかでお目にかかれますよう。この2年間もよろしく願い申し上げます。